

予算決算常任委員会

平成25年9月19日(木)

◎ 開議の宣告 (午前10時00分)

○委員長(大光 巖) ただいまから予算決算常任委員会の会議を開きます。

国本委員、嶋崎委員から欠席する旨の連絡がありましたので、出席委員数は15名であります。

本日の審査案件は、議案第11号 平成25年度伊達市一般会計補正予算(第6号)、議案第12号 平成25年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第13号 平成25年度伊達市下水道特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 平成25年度伊達市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第15号 平成25年度伊達市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、認定第1号 平成24年度伊達市水道事業決算の以上6案件であります。

それでは、まず議案第11号から議案第15号までの以上5案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。提案理由の説明につきましては、9月3日の本会議におきまして既に説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大光 巖) 異議ないものと認め、提案理由の説明につきましては省略することに決定をいたしました。

質疑を始めるに当たり、私のほうからお願いを申し上げます。まず、委員会における質疑は、先例に基づきまして一問一答方式により質疑願います。あわせて、運営がスムーズに進むように、質疑及び答弁とも簡潔に要領よくお願いをいたします。

初めに、議案第11号の質疑を行います。事項別明細書、歳出の質疑を行います。歳入及び地方債補正につきましては、関連する項目について歳出にあわせて質疑していただくことといたします。また、議案のページ数及び具体の質疑項目を明確にしてから質疑を願います。なお、今委員会におきましては、説明員の都合により、債務負担行為補正は第2款総務費から第7款商工費とあわせて質疑を願います。

それでは、第2款総務費から第7款商工費及び債務負担行為補正について、13ページから30ページまでと4ページ及び39ページまでの質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員(犬塚貴敬) ページ数が24ページ、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金と26ページの研修センターの運営管理費、2つで質問させていただきます。

まず、地域介護・福祉空間の補助金でもうちょっと詳しい説明を求めたいのですけれども、定員の内訳ですとか駐車場などの整備についてまず聞きたいと思えます。

○高齢福祉課長(山根一志) お答えいたします。

定員につきましては7名を予定しておりまして、内訳といたしましては高齢者が5名、障がい者が2名ということで想定しております。あと、駐車場につきましては、主に来客用を想定しているということですが、10台分ほど確保したいというふう聞いております。

以上です。

○委員（犬塚貴敬） 定員の内訳で、高齢者が5名、障がい者の方が2名ということで、福祉施設で例えばグループホームですとかさまざまな形態をとっている福祉施設があると思うのですが、実際に利用者の方が選ぶときに、こういう共生型のグループリビングということで、現時点でもしあればいいのですけれども、それであれば住んでみたいなという方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○高齢福祉課長（山根一志） 今回新しくできる施設につきましては、まずグループホームという言葉とよく似ていますが、介護保険施設あるいは障がい者のほうの施設とは違います。グループリビングという言葉は、実は誰も定義づけはしてくれていないのですが、簡単に言いますと下宿のようなイメージになるかと思います。このような施設につきましては、既存のグループホーム、その他の施設との最大の違いは多分入居される方の生活の自由度が高いということだと思います。施設ではございませんので、入られる方は、今若者を中心にシェアハウスですか、こういうものがはやってきておりますが、多分こういう要素も含んでいるような建物になるかと思います。

○委員（犬塚貴敬） 介護保険の適用施設なんかとはまた別で、サービスつき高齢者向け住宅ですとかいろんなものがある中で、利用者の方が困らないように、いろんなタイプがあるので、施設の中で自分にどれが一番合っているのかなというような、そういったところで利用者さんが困らないようにその違いということを明確化していくような考えというのは、市のほうから発信していくような考えがあればお聞きしたいと思います。

○高齢福祉課長（山根一志） 我々のほうに、老後の住まいあるいは今すぐの住まいについての相談というのは結構あります。我々は当然その方の、例えば介護を使っているのであれば介護度ですとか、あるいは一番大事なのは経済的な部分がございますが、そのようなものに依りて最適なものはいろいろ紹介させていただいていますが、今後その選択肢の中に、このようにお体が元気であればある程度自由度が高い生活ができて自由気ままに暮らせるということも含めて、もしこういうことを希望される方がいれば紹介はしていきたいなというふうに考えております。

○委員（犬塚貴敬） わかりました。

次に、就農支援研修センターの運営管理費のほうで質問させていただきます。まず、試験栽培に向けてのさまざまな研究の一環として行うということで、実際にこの検証結果を今後に反映するための例えば工夫なんかがあればお聞きしたいと思います。

○農務課長（大和田一樹） 今回の試験につきましては、平成24年度において試験栽培をイチゴで行ったときに相当の燃料がかかってしまったという結果があります。したがって、今回の試験において相当の燃料費の削減が期待できると。この製品、実は製造者のほうで実証実験をした結果があって、札幌市のほうで1棟当たり25万程度のシーズン当たりの削減効果があったということで、これが伊達でも同様の効果があるのかどうかということについて今回試験結果として見ていきたい。その結果が反映できるように、今回の試験結果に基づいて今後拡大をしていきたい。また、今回の試験において、このフィルムを設置することによってまた新たな課題を見つけていけないのではないかというふうに考えてございます。

○委員（犬塚貴敬） 検証することによってある一定のデータが出るということなのですけれども、実際にそのデータを活用するための比較の検証をするのですとか、そういった考えは今の段階ではあるのでしょうか。

○農務課長（大和田一樹） 比較については、他の条件を全て同様にして、今回でいえばフィルムを設置している、あるいは設置していないと、こういうことだけで検証していかなければこの効果が検証できません。同様にほかのところでも、例えば熱交換器を設置しているところについては、熱交換器を設置している、あるいはしていないと、そういったことだけを違いにして試験をしていきます。したがって、そういう細かい設定をいろいろしていきながらやっていくということになりますと、やはり相当年数もかかりますし、いろんな工夫も今後していかなければならないというふうには考えてございますので、少し時間をいただいて今後やっていきたいというふうに考えています。

○委員（犬塚貴敬） 就農支援の研修センターということで、ここで行われる試験栽培ですとかデータの検証というものが長い時間をかけてでも最終的に新規就農する方へのデータになるのですとか、そういったふうになってほしいなと思うのですけれども、最終的にはこのデータを新規就農される方なんかに開示をしてやっていきたいという気持ちでよろしいでしょうか。

○農務課長（大和田一樹） この試験に関しましては、今回でいえば夏イチゴと冬イチゴ、両方の試験栽培をさせていただいてまして、夏イチゴの試験結果については相当いいデータがとれまして、その内容をもとにしまして今回新たに亘理町の方々がご自分で就農されたということで、試験結果をフィードバックさせることができたというふうに考えてございます。冬イチゴのほうも、こういったさまざまな試験を行うことによって最終的には事業として十分経営が成り立つというようなことになれば、当然新たな新規就農のイチゴの方も期待できるのではないかとこのように考えてございまして、それに向かって試験研究をやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 何点かお聞きいたします。

資料の14ページになりますけれども、財政調整基金積立金並びに備荒資金組合納付金がありますけれども、今現在それぞれ残高はどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

○財政課長（大矢 悟） お答えいたします。

財政調整基金につきましては、平成24年度末現在で約23億3,240万ですので、今回の補正で4億9,293万3,000円を積み立てることにより28億2,533万ほどとなる見込みであります。もう一つ、備荒資金組合納付金につきましては、平成24年度末現在で11億6,016万ほどですので、今回の補正2億500万を積み立てることによりまして13億6,516万となる見込みであります。

以上です。

○委員（辻浦義浩） ありがとうございます。昨年度伊達市行政改革大綱2011というやつが出まして、その中に健全な財政運営の推進の中で平成27年度において財政調整基金等累計基金残高を15億円以上にするという目標値が定められておりますけれども、今お聞きしますと両方足しますと約39億円ほど積み立てられているということでありまして、今後将来的に赤字に転換されるとい

う推定の中で今後も積み立てを継続していくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○市長（菊谷秀吉） 財政は、基本的にはバランスだと思うのです。基金積み立てをするのか、起債を減らすのかという、そのバランスを考えながらやっていくのが本来の筋だと思います。今の財調、備荒のほかにも合併振興基金で15億ほどございますので、これはいわゆる算定替に向けて基金を積んでおいて、その対策を講じようということで振興基金を積んでいます。算定替も大体全国で1兆6,000億と言われているのですが、算定替にかわって新たな、合併した自治体に対する有利な方向に進んでいるというふうに聞いていますので、私としては基金ももちろんありますが、今度は起債を減らすような方向で財政運営をしていきたいなというふうに考えていますので、要するに起債の発行残高と基金の合計額で判断をしていけば適切な運営ができるのではないかと。ただ、基本的に交付税は間違いなく減っていきますので、起債は最低限減らすということにしておかないと、元金償還、この額が減らないと交付税の減少に対応できないというふうに考えていますので、単年度で最低でも5億から10億ぐらいは今後起債の発行残高を減らしていくという方向で、その上に立って、例えば臨時財政対策債のようなものが多分来年度もふえるのです。そうすると、これは交付税措置があるので有利な起債でありますけれども、一方で通常債は交付税措置が少なれば場合によっては起債を発行しないで一般財源を充てるとかという、そういう財政措置も講じながらバランスを考えていきたいなと、このように考えております。

○委員（辻浦義浩） 赤字を目の前にしていくわけですが、そういった意味では今健全な財政になっているというところで、今後修繕とか、いろんな意味で老朽化が進む施設等々ありますから、積み立てもしながら必要な事業はすべきと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） 先ほど申し上げましたように、財調とか備荒資金とか積み立てるのももちろん大事なのですが、今ご指摘のあったように将来に備えて、大規模施設がたくさんふえてきましたので、その修繕を早目にやらないと、そのときに財源がなければそういう手当てでもできませんので、早くやることによって修繕費を抑えることができるというふうに考えていますので、今回財調、備荒に充てましたけれども、できれば年度末に修繕積み立てのような形で費目の振り替えを、決算を予想しながら基金として充当していきたいなと、このように考えております。

○委員（辻浦義浩） ありがとうございます。

次に、資料の議案の11の28ページになりますけれども、伊達漁港共同作業所整備事業補助金についてでありますけれども、今回作業所の新築整備ということでありましたけれども、これまでそういうような整備はあったのでしょうか。

○水産林務課長（山下 茂） お答えいたします。

伊達漁港の共同作業所自体は、全体で今3棟ございます。それで、この3棟につきましてもそれぞれ国の補助、それから道の補助、市の補助を受けて設置しておりますし、有珠の共同作業所、漁協の前に2棟、それから野矢の澗に1棟ということで共同作業所ございますけれども、これも同様に補助を受けて、市の補助も入れながら整備をしているという状況でございます。

以上です。

○委員（辻浦義浩）　こういう整備についての制度といたしまして、そういうのは道とか本市においてはあるのでしょうか。

○水産林務課長（山下　茂）　この共同作業所の整備のほうは、国のほうの補助を受ける形になりますから、当然事業計画、そういうものを出しまして、その認定を受けて補助採択を受けるというような流れで設置をしております。

○委員（辻浦義浩）　今後も、先ほど市長からもありましたけれども、いろんな意味で老朽化が進む施設が多くなるところで、今後水産の振興含めて、例えばそういう制度を設けてやっていかないと、また次の段階で大きなこういう施設の建築とかになると費用がかかってきますので、その辺のご検討はいかがでしょうか。

○水産林務課長（山下　茂）　今回伊達の漁協のほうについては、共同作業所の新設ということで道の地域づくり交付金、それから市の補助を入れながら整備をしています。それと、有珠のほうにつきましては、単純にいけば修繕ということになりますけれども、こちらのほうにつきましてはこの修繕を図ることによってさらに耐用年数を10年間延長させる、要するに施設の延命を図るということで、道の基準に従って整備をしています。可能な限り漁業者の負担を少なくするという一方で、道の制度なり国の制度をフルに活用しながら今後適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員（辻浦義浩）　ありがとうございました。

次に、議案の11の36、トレーニング室の備品整備についてでございますけれども、今回予算は約3,100万円となっておりますが、どのような器具がそろえるのか……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（辻浦義浩）　失礼しました。

○委員（小久保重孝）　まず、先ほど同僚委員からもありましたが、地域介護・福祉空間の整備等施設整備補助金の関係です。新しい施設ということの中で、こういった事例というのは他の事例としてどんなところがあったのか、それについてご存じだと思うのですが、事例についてちょっとご紹介をいただきたいなと思っています。

○高齢福祉課長（山根一志）　お答えいたします。

同様な施設は、実は伊達市内には既に長和に1カ所ございます。ただ、建物はちょっと前にできていたそうなのですが、実際に人が入り始めたのはつい最近だということで、こちらのほうの経営が軌道に乗っているのかとか、そういうところはまだわかっていないのですが、あと近隣でいいますと壮瞥に1カ所ございまして、登別も1カ所あります。ここまでは把握しておりますが、これは行政に対して届け出等が必要のない施設ですので、私のほうで把握し切れていない施設もあろうかとは思いますが。

○委員（小久保重孝）　私も改めて、この施設は国のお金が使えるということで、こういうやり方もあるのだなということを知ったのですが、ほかにもこれからはこうした事例が出てきたときに、それは簡単ということにはならないのですが、ふやしていくことはできるのでしょうか、要するに事業者がある程度資金を用意できればこういったメニューが使えのかなのですが、いか

がですか。

○高齢福祉課長（山根一志） この後どのような事業者がこういうことをやりたいということは全然把握はできておりませんが、皆さん考えられている方は今回できる施設なり長和の施設なりの運営状況をよく見てお考えになると思います。長和の施設につきましては補助金等も一切入れず、全て自己資金でつくっております。そういうことからしますと、そういう資金等が準備できるのであれば、我々のほうから規制する手だてではございませんので、ふえることは可能かなというふうには思います。

○委員（小久保重孝） わかりました。

それから、次は就農支援の研修センターの運営費の関係です。26ページです。先ほど同僚委員から話をお伺いしましたので、大体わかったのですが、ちょっと聞き漏らしていたところでは、札幌市の事例が25万削減というのは1棟でしょうか、2棟でしょうか。

○農務課長（大和田一樹） 答弁で漏れておりました。失礼いたしました。1棟当たり25万ということで、今回は1棟当たり約100万円ですので、少なくとも4年程度でペイできるのではないかとというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） それで、24年度は相当かかったということでしたけれども、24年は1棟当たりどのぐらいかかったのでしょうか。

○農務課長（大和田一樹） 24年度は全部で灯油代が約600万かかってございます。1棟当たりいたしますと、7棟ですので、1棟約100万弱という金額かかってございます。したがって、試験研究ということでして、まず栽培ができるかどうかということでしたので、温度を下げないようにばんばんたいてしまったということもございまして、今回は仮にこのフィルムを設置しなくてもそれより少なくできるのではないかと研究はしようと思っておりましたが、今回さらなる期待ができるということもありまして、25万プラスアルファの効果が期待できるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 4分の1ですか、今おっしゃったように4年で大体償却できるというか、ペイできるということですが、耐用年数的には4年ないし5年なのではないでしょうか。

○農務課長（大和田一樹） これは、設置する業者に聞きますと破れるまで使用は可能だということで、よほどの災害がない限りは10年ぐらいはもつだろうというふうに言われております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 耐用年数は長いけれども、災害のことがあると、昨今のいろんな大風、大雨の災害を考えると、そのことはやっぱりリスクとしてはあるということですね、わかりました。それで、今後の就農支援研修センターの利用方法だけお伺いしてこの部分は終えたいと思うのですが、現状はこういった費用、コストを算出しながら、実際の事業者というか、農業者にとって有効な数字を出していくとかいうことになってくるのですが、もちろん作物も現在のイチゴだけではなくて、幅広くいろいろな作物に取り組んでいくという考え方もあると思います。また、以前ご提案

をしている漢方の生薬的なものの栽培も、これはハウスの中でやる必要があるかどうかはありますが、そういったことも視野に入れたり、また既存の事業者がその施設をもっと自由に使えるというのですか、そういう道というものもつくっていくことも大事なのではないかというふうに思っているのですが、その辺の将来に対しての使い方についてはどうお考えですか。

○農務課長（大和田一樹） 現時点ではまだまだイチゴにおいて試験研究するテーマがございまして、まだ数年間はイチゴでやっていきたいというふうには考えてございまして、イチゴのほうの試験結果である程度の試験結果が出たという段階では、当然ながらイチゴ以外の新たな作物、せつかくの施設ですので、特に施設園芸に合った作物、そういったものの試験研究をしていきたいというふうに考えてございます。また、改めて新規就農者ですとか、そういった方々の研修施設、そして将来的にはそういった施設の貸し出しということも視野には入れて今検討を進めているところでございまして、ここ2年ぐらいはまだまだイチゴのほうでどのような結果が出るかということをやりたいというふうに考えてございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。期待をしておりますので、よろしくお願いたします。

次は、30ページ、商工費の公有地取得事業の関係でございまして。説明資料を見ますと、よく知っているハローワークの部分の土地の取得ということになるのですが、市がいわゆる商店街の駐車場を購入するという点についてはいろんな声があるなというふうに感じています。庁内でもいろいろ議論があったのではないかと考えているのですが、今回の駐車場、目的は多分駐車場しかないと思うのですが、駐車場ということの中で政策目的という部分は、どのように結論というか、考えて今回こういう決定をするのか、その辺についてまずお伺いをしたいと思います。

○商工観光課長（岡田 忍） お答えいたします。

今委員からお話ありましたとおり、場所は網代町のハローワークの山側の場所というところで、隣はハローワークの分室、向かいが商工会議所という形になっておりまして、商工会議所もここ数年景気対策事業などいろんな事業に取り組んでおりまして、市民の方、事業者の方、非常に多く訪問されているというふうに向っております。また、ハローワークのほうも、求人が伊達の分室の場合周辺から比べて、道内の状況から比べてかなり高い求人が出ているという状況もございまして、求職者の方も多く訪問されているということであります。また、求人はあるのですけれども、前から指摘されておりますミスマッチの部分はなかなか解消できていないという現状もございまして、ハローワークの分室のほうでは、求職者または事業者向けにセミナーですとか説明会など開いてミスマッチの解消に努めるような努力をされているというふうに向っておりますが、そういう取り組みをしますと、今ハローワークの分室のほうには20台ちょっととめるスペースはあるのですが、その駐車場だけではもう既にその取り組みだけで手狭だというようなお話も伺っております。そういう状況を勘案しますと、市内中心部に市民の方が来るに当たって来る方が駐車場で非常に苦労されているという現実があるというふうに向っておりますので、市民の利便性の向上というところを目的に今回購入というところを計画させていただいたところです。また、駐車場というところがメインになるかとは思いますが、中心市街地ですので、いろんなイベントを催されている、企画されている団体もございまして、そういうイベントのときにも活用できればというふうに考えて

おります。

○委員（小久保重孝） 詳しく説明をいただいたのですが、そうすると今回は商工会議所から要請があってこれを検討したのか、ハローワークから要請があって検討したのか、また地元商店街から要請があって検討したのか、この辺は事実としてはどうなのでしょう。

○商工観光課長（岡田 忍） 今回は、まず商工会議所さんのほうからは、駐車場を自分で持っているのですけれども、手狭になっていると、近隣非常に混み合っているという状況があるので、何とか市のほうでもいろんなことを考えていただけないかというところの要望はいただいたところでございます。

○委員（小久保重孝） そうすると、ハローワークからは特に要望があったわけではないんですね。

○商工観光課長（岡田 忍） ハローワークのほうからは、直接市のほうにそういう要望が上がってきたということはありません。ただ、今回会議所のほうからそういう要請があったものですから、私のほうで分室の主任の方、またハローワーク室蘭の所長さんともいろいろお話しさせていただきました。その中では、所長もおっしゃっていたのですが、駐車場が今少ないというのは認識されているのですけれども、ハローワークとしてはなかなか購入というところの計画が立てられないでいたというところはあったようです。ですから、そういう意味では市のほうで購入していただいて、そこを駐車場に使えるということはハローワークとしては大変ありがたいというようなお話をいただいたところです。

○委員（小久保重孝） もちろんハローワークのほうから言えることでもないのですが、お聞きをすれば当然そういう声も、閉鎖をされている期間がありましたので、あのときなどを見ていると非常に不自由なときもあったなというふうに、私もずっと見ているわけではありませんが、そんなふうに感じています。ただ、決定に当たって、商工会議所さんからのヒアリング、またはハローワークさんのヒアリングだけで決定をしたのかということなのですが、例えばこういった判断をする上で、モニタリングというか、現地のリサーチというのですか、実際に何曜日がどのぐらい利用があってとか、月のうちどのぐらいの朝、昼、夜の利用があるとか、そういったことも本来的には当然調査をして行くべきではないかなと思うのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（仁木行彦） 詳細のリサーチについては、実施しておりません。ただ、先ほどもお答えしましたように、会議所のほうから直接うちのほうに要望があったわけですが、その前に商店街から会議所のほうに相談がありということになって、最終的に市のほうに来たということです。また、私どもでも、中心市街地において需要があって、しかも利用可能な土地がバリケードで封鎖されているということは望ましい形ではないということがありましたものですから、この際将来に向けても市で購入して市有地にするのがいいだろうという判断をさせていただいたものです。

○委員（小久保重孝） 今部長がおっしゃった部分はよくわかるのですが、要するにこういった判断をする上でどういう基準といいますか、中で決定がされたのかというところがやっぱり大事だと思うのです。要するに、今バリケードがあれば当然中心市街地の中で不適切というか、余りいい状況ではないのは確かです。では、ほかの商店街の皆さんで共有している、要するに皆さんで借りて

いるような駐車場はどうするのかというところがまた1つテーマとして上がってくるわけです。ご存じのとおり、市役所通り商店街のところも、めむはうすさんでしたか、その隣の駐車場などはみんなで共有して、1店舗でも借りないとなったら借りられないというか、要するに家賃が高くなってしまいますので、どうするかということで、毎回更新時にいろいろと議論があるようなのです。ああいったところも、例えば2つ、3つ歯抜けになってきたときに、ではそれ市のほうで何とかしてくれるのですかというところで、今回はハローワークさんもあるから、それとはわけが違うよという答えになるのか、そういうことではなくて、これからも中心市街地の活性化のために駐車場の確保は市として率先してやっていくのだという判断なのか、財産というものを取得することになりますので、そういったところの考え方に整合性を持たせないといけないというのは当然のことだと思っているのです。ですから、その辺の考え方をしっかり市民に説明できないと、どうしてということがなかなか答えとして出せないなと思っています。今申し上げた他の商店街の駐車場対策ということにも今後は目を向けていくのかどうか、それについてはどうですか。

○経済環境部長（仁木行彦） 確かにそういうことがあります。まず、第1に、中心市街地ですので、空洞化を避けていきたいということがあります。それで、今回は条件的にもかなり、購入するというのでいいかなと思っていたのです。それで、今ほかの商店街という話もありましたが、それぞれでいろんな条件があると思います。1つずつ条件をクリアしていかなければいけないかなとは思いますが、基本的には振興会としての基本的な方針、そこが会員の合意のもとに形成された方針であるということと、それからメインストリートというのですか、そこに面しているということが基本的な条件になっていくかなと、これらの条件をクリアした中でそれぞれの細かい条件が合えば、購入していった空洞化を避けるということも必要だろうと考えております。

○委員（小久保重孝） もちろん簡単ではないし、おっしゃったように会員の合意、またメインストリート、いろんな条件などをクリアさせながら判断をしていくということです。それにしても、駐車場だけに限らず、今商店街が抱えている、以前から指摘をさせていただいている空き店舗対策ですとか、またこれもずっと意見が出ている歩道です。歩道を以前整備して、今はかなりボコボコの状態になっていて、これも非常に危険だというような指摘もあって、本当にそちらも早く手をつけてくれというようなお話もあります。ですから、商店街というか、まちの中心を活性化していくというところの政策というのはたくさんまだまだ手をつけなければいけないという中で、今回が一つのきっかけになるのかなというふうには思うのです。ですから、そのことが結果的にあそこだけではないのだということになるように、今後商店街の活性化というもののメニューをしっかりと考えていっていただきたいと思うし、この点については最後市長からお伺いをしたらいいと思うのですが、さまざまなそういった声を、先ほどの来年以降の修繕ももちろん大事ですけれども、地域としては経済の活性化という点で常に要望が出てくる。もちろん修繕をしていくことによる経済効果というのもあるのですが、ただお金がある中でどう運用していくか、どう使っていくか、その部分も非常に皆さん期待をしているところもあるのです。ですから、そういったところで、ここだけの話、駐車場だけの話ではないのだという中で、今後どう絵を描いていけるのかというところが政策として見えないとなかなか理解されないのではないかと思いますので、その辺については政策というこ

とで市長からお伺いをしたいと思います。

○市長（菊谷秀吉） 実は、公共駐車場の問題というのは今に始まったことではなくて、ほぼ30年前から市街地の空洞化ということが叫ばれ始めて、私も議員時代に高知県の中村市に視察行って、ここは市街地の中に公共駐車場、このケースの場合は明らかに市街地がすごく密集してしまっていて、駐車場がないという状況の中でございました。私は、その後市役所通りの整備の際に、当時議員でございましたから、果たして今の整備でいいのかと、当時私は議員の立場では今の整備手法には非常に疑問を持っていました。その最大の理由は何かといいますと、1つは駐車場が完備していないということと、それから中心市街地というのはそれぞれの土地の持っている面積というのが小さいのです。したがって、郊外型の大型店が出たということは、そこに店舗が大きく、かつまた大規模な駐車場ができるということのメリット、当時オートモビル時代とかなんとかいったような記憶があるのですが、一方それに対して中心市街地というのは土地が細かく分散している、駐車場がないということに対して抜本的な解決にならないと私は個人的な考え方でございました。残念ながら今ある形で整備が進んできました、これから先ほど部長が答弁したように空洞化がさらに進んでいく可能性が高いということになります。

そうすると、大事なことは、私権がそれぞれ非常に細かくなっているということをどう集約できるかということだと思います。その際に、市が考えるというご指摘ございましたが、もちろんそれも大事なのですが、住んでいる地域の方々がこうしたいという方向性を出さないと、市が出せる代物ではないと。駅前再開発でも経験しましたが、それぞれの私権というものに対する考え方が違えば、市が入ることによってむしろ混乱するというケースが非常に多うございます。それはなぜかという、全部市が買ってくれるのだからみたいな期待がされますと、非常にコストがかかって生産性が低い形になりがちでございます。したがって、我々として期待したいのは、地域の商店街あるいは自治会を含めて、まずどういう形の方向にしたいのかという基本的な方向を出していただいて、それに対して市が国の制度を含めてどんな手法を使えるかということを考えながら整備をしていくということが望ましい。ただし、先ほど答弁しましたように、その振興というのは非常に手間がかかるものですから、時間かかってしまうという問題もありますので、今問題なのは景観という問題も出てまいります。余りにも空き地が出たり、老朽化して危険家屋が出たりしますと、そもそもその地域自体が住めないというふうになっては困るので、今後はそういった危険家屋の問題、あるいは空洞化の問題とあわせながら市のほうとしては対応していくということになりますので、これは今回の機会に各商店街ともそういう考え方、あるいはまた自治会とも連合して、その地域でどうしていきたいのだということがもし方向が示されれば、市は率先してそれに対して対応していきたいと考えています。市からこうすれ、ああすれというものではございませんので、その点は議会の皆様もそういうふうに応援していただければ、地域の再編というのは早く進むのではないのかなと思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと、このように考えております。

○委員（小久保重孝） 市長の考えはよくわかります。もちろん私も、市が余り率先してやることは、これはおかしい話だと思っておりますし、それではうまくいかないと思っておりますから、今回特に駐車場のことについては商工会議所さんから提案が出されたものだというふうに思っており

ますから、今市長がおっしゃったように、ある面商工会議所さんが事業者側のいろんな要望、また自分たちでリスクを問いながら、何をするのかというところの部分を整理していただく、まとめていただく、また各商店街についても現状でいいのかということの話をぜひ促していただくとことなのかなと思っておりますので、これを契機にそういったところの声をぜひまとめていただきたいなと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、もう一点は、同じページの物産館の増築事業の関係です。以前に説明も受けておりますので、大体のところはわかっておりますが、改めて、今回1億1,915万ということですが、当初建設費を含めてこの物産館、今回含めてどのぐらいかけたことになるのでしょうか。

○商工観光課長（岡田 忍） お答えいたします。

当初建設費が約2億2,300万ということですので、今回の約1億2,000万というものを上乗せしますと3億3,500万くらいという事業費になります。

○委員（小久保重孝） 大体で結構ですが、とにかく今回1億2,000万近くかけるという中でかなりの額に上るわけでありまして、前回は議論がありましたが、これをかけた以上どんどん活用していかなければならないということだと思っております。床面積もふえますので、参加できる事業者とか扱える商品数もふえていくということで、いいことだらけだと思うのですが、まず1点確認しておかなければいけないのは、前回の説明から今回の計画に当たってどこか変更があった点があるかどうかです。大体説明のとおりだったのかどうか、その辺についてはいかがなのでしょう。

○商工観光課長（岡田 忍） お答えいたします。

6月の補正の段階で委託費補正させていただきまして、そのときにおおむね400平米程度増築させていただきたいということで提案させていただきました。基本的には、当初考えていたのと同じような形になっております。現状のあの建物を、正確には6.7メートルほどになりましたけれども、海側に延ばすというような形に予定しております。意匠も見た感じも、若干建具の配置など変わるところはございますけれども、今の形に近い形で増築するという計画でございます。

○委員（小久保重孝） 説明のとおりということで、少し延びたのですかね、ちょっと外側に延びたということだと思います。そのことによって駐車場などまた影響が出てこないかということも心配ですが、もちろんこれは当然はかられていると思いますので、しっかりとその辺事故のないようにお願いしたいなと思っております。

それで、今回商品数とか事業者数をふやしていけるということの中で1点気になっておりますのは、これまでの運営の中で納入業者の間で商品の納入率というのが違うのですが、これは当然ロットとか、入れている数について違う、また売れている数によって違う、それは仕方ないと思うのです。ある程度その中身については運営側に任せていると思うのですが、クレームとして来ていたのは、公の施設の中で運営がなされている中で、微妙に単価というか、納入率が違うという事業者がいて、そのことの指摘をしてもなかなか改善をしてくれなかったというような話があって、最終的には改善してくれたのですけれども、その経緯をお伺いしていると、そういったところの管理と言ったらいいのですかね、売り上げとか納入とか、そういった部分での管理が本当に大丈夫なのだろうかというような気がいたしました。これ具体的に申し上げるわけにいかないの、あれですけれ

ども、そういう声があって、最低の単位というのがたしか決まっていたり、ただ事業者によって差が出てくると、そのことを事業者側に指摘をしてもなかなか改善をしてくれないというようなことがあったということです。これを言えば、では誰がそれをやって誰が責任を持っているのかということになってしまうので、これ以上申し上げませんが、要するにお客様からもちろん信頼される、またすごくいい場所だということは当然なのですが、地域としては納入業者の方も一緒に参加しながらやっているという、もちろん商売ですから、事業ですから、その中で大変厳しいことはあると思うし、厳しいものを優しくしろなんていうことは言うておりません。そうではなくて、ルールというのがきちんと守られているのか、またそれがみんなかかわっている方にちゃんと周知されているのかという点がどうなのかなという部分があるので、その辺について、今回売り場を広げるので、当然そのことでまた新しい事業者さんも入ってきたり、いろんな状況が生まれてくると思うのです。ですから、そういった中での取り扱い方についてもある程度市としても物を言っていってもらう必要があるのかなと、そんなふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（岡田 忍） お答えいたします。

今農産物の協議会の会員の方75戸、年度当初75戸いらっしゃいました。それぞれの農家の規模は、やはり規模の大きな農家の方もいらっしゃいますし、小さな方もいらっしゃるといことで、ほとんど毎日のように作物を出している方、それも時間ごとにどんどん、どんどん追加して販売されている方もいらっしゃいますし、週に1回、2回ぐらいの出品が精いっぱいという農家さんもいらっしゃるといのが今の現状だと思っております。ただ、余り品物が出てきませんと販売ブースがあくということになりまして、余りあくブースが多いと売り場としてちょっと寂しいところもございますので、運営側、指定管理者側としてはなるべく出す回数をふやしていただきたいというお話はしているというふうに伺っております。実際にその運営に関しては、先ほど言いました農産物出品の協議会の中でルールを決めて、協議会の各会員さんにルールを周知した上で出品するという形をとっておりますので、最低限そのルールは会員さんの中では周知されていると思いますけれども、ただ、今のご指摘でいきますとまだなかなか周知し切れていない部分もあるのかなというふうに私今お話伺って感じましたので、その辺は指定管理者のほうとも協議していきたいと思っておりますし、その協議会の中には一応私も入ってくれということで、入っておりますので、そのときにまたそのようなお話もその機会を捉えてさせていただきたいというふうに思います。

○委員（吉野英雄） 議案説明資料の11の24ページ、同僚委員も質疑をしておりますが、改めて何点か確認をさせていただきたいことがありますので、お伺いします。13番の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金です。先ほどの高齢福祉課長のご説明で、グループリビングということで、これまでの介護施設やグループホームとは性格を異にしているというご説明がありました。市内に同様の施設があるのかという同僚委員の質疑に対して、長和に同様のあれがあるけれども、これは自己資金でやられたようだというようなお話がありました。私もこのことについてはちょっと調べさせていただきましたけれども、国の平成23年度分のをインターネットで引っ張ってみましてもこれしか出ておりませんので、わかりませんが、この補助金といいますが、交付金といいますが、それを入れるためには市町村が整備計画を策定して計画書を国に提出して、国が採択して市町村に交付

するということになっておりまして、市町村が整備計画を策定する際に日常生活圏を単位としてやるのか、あるいは市町村全域を単位として計画を立てるのかというようなことが2通りあります。今回は、この交付金を申請するに当たってはどちらの手法でやられたのかお伺いをしたいと思います。

○高齢福祉課長（山根一志） お答えいたします。

計画書は、確かに作りました。ただ、計画書といいましても、交付金の請求に当たりまして事前に様式が決められているような計画書になります。こちらのほうで市内全域を対象とした計画書として作成して提出しております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 今回は市全域を単位としてということで計画を立てて申請をしたということなのですが、ご存じのようにこれは介護保険の施設とは直接的にはつながっていない施設ですけれども、国が今進めている介護保険事業計画でいきますと要介護の1と2を介護保険から外すというようなことで進むとか進まないかというような報道もされております。あるいは、要支援の1、2の人を完全に外してしまうかというような、そういうような報道もされております。そうしますと、今ある介護施設と、それからグループホームだけでは当然全体的に足りなくなってくるのではないかなというふうに思います。ですから、介護保険の施設とは別だといっても、実際にそれを受け入れる施設がなければ、市としては困っているお年寄りの方、ひとり暮らしの方とかを全体的にカバーしていけないという問題が起こってまいります。ですから、今後国の全体的な予算がどうなっていくのかという問題もありますけれども、もちろんこれは事業者の方が手を挙げて、ではやりますというふうにならないとなかなかならないわけですが、全体として市として計画を一定程度、こういうような介護から外れたような方々をどうするのかというようなことは全市的に計画をしながら、事業者に手を挙げていただけるようなことも検討していかなければいけないのかなというふうに思っています。介護保険そのものから外すことに関しては我々もいろいろ批判的な意見は持っておりますが、実際に制度がそうなったときにそういう方々を救っていけるのかどうかというようなことについてはやっぱり検討していかなければいけないと思いますが、この辺についての考え方をお聞かせください。

○高齢福祉課長（山根一志） おっしゃるとおり、高齢者はどんどんふえておりまして、要介護者も当然比例してふえていくことは間違いないと思いますが、施設に関しましてはこれだけあれば十分という数になりますととても伊達市の財政がもたないような形になってしまうと思います。国も、そういうことから施設より在宅のほうに力を入れているというような形になっておりまして、今回つくります施設につきましても、こちらは施設ではなく、どちらかというと住まいですから、もしそこに入っている方が介護保険を使うといった場合には在宅のサービスを使うというような形になります。そういう意味では、今後我々も国の方針に従って、在宅のほうに力を入れざるを得ないのかなというふうに思いますが、今回民間のNPOの方がこのような形で住まいをつくるということに関しては、その計画が適正だと思われるものについてはなるべく支援したい、協力したいというふうに考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 介護保険に直接かかわる介護保険事業としてやるような施設をつくっていくということは、市の財政に大変な影響を及ぼすわけです。もちろん国もそういう形で及ぼすので、いろいろな方策を立てているわけで、実際に介護保険の要支援1だとか2だとか、あるいは要介護1、2の方々が今施設からどんどん出されているような状況なのです。うちのかみさんも特養ホームの看護師をやっておりますから、何でこんな人を家に帰すのだというようなところまで現実には帰さざるを得ないというようなことになっているわけで、それを全部家庭で見れるのかということになりますと、そうはいかないという現実があります。介護休暇だとか、そういう制度もありますけれども、現実には使われていないですよ。ですから、一体そういう方々を家庭でどうやっていくのかということ、今後非常に問題になってくると思います。それで、介護保険の要支援1、要介護1だとか2だとかというふうになっていても、介護保険を使わないでこういうところに入れるような仕組みがあるのかどうかということになりますと、これはまた制度設計をどうしていくのかということ、これを国に求めていかななくてはいけないと思いますが、伊達市の高齢化率などを見ていくと、介護保険対象者であるけれども、介護保険を利用しないで入るといって、そういう形での施設みたいなもの、制度的にそういうものが可能かどうかという問題はありますけれども、これは考えて整備の計画なりを立てていかななくてはならないのではないかなと。そういう場合に、この制度というものは事業者の方が手を挙げていただければ利用できるという制度ですので、これが国のほうでずっとこれをやるのかどうかという問題はありますけれども、この事業を国としてやるという以上は、これを市町村としてはそういう方々を一定程度救っていくための制度として計画の中に考えておくとか、考えていくということも必要ではないかなと思いますので、この辺について改めて、制度が今後どうなっていくのかもわからない段階で市のほうの考えを示せというのも無理かもしれませんが、私はそういう方向で考えていく時期に来ているなというふうに考えておりますが、この辺についてももしお考えありましたら、お聞かせください。

○高齢福祉課長（山根一志） この辺につきましては、次の介護保険の計画、第6期は来年度検討いたしまして27年度ですから、その辺の中でもいろいろ皆さんの考えを聞かせていただきたいなというふうに思っております。あと、先ほど話ございました介護保険の適用がない方でも入れる施設というお話ですが、今回つくる施設は、施設ではないですが、介護保険の適用がない方が入る前提の住まいでございますが、サービスつき高齢者住宅というものが出てきたのですけれども、大体この辺の管内一通りあるのですが、なぜかうちのまちには今ないのであるけれども、恐らくそういうものを民間の事業者さんが考えていっていただけるのではないかなというふうに考えております。

○委員（吉野英雄） 債務負担行為もオーケーでしたか、オーケーですね。債務負担行為についてちょっとお伺いをいたします。今の件についてはまだまだ論議をしなければいけない部分があると思いますが、次回に論議をしたいと思っております。

債務負担行為でごみ収集運搬業務委託で資料の11の9の大滝区の関係についてだけちょっとお伺いをしたいと思います。大滝区についても今回債務負担行為でごみ収集運搬車を受託業者が所有する方式に、伊達と同じような方式、これに変更するというようにして、委託するというように今回

なっております。それで、伊達と大滝の収集回数や収集方法、こういったものについては現在も伊達地区と同じ方式でやられているのかどうか、これを1点確認させていただきます。

○地域振興課長（岩渕泰人） お答えいたします。

収集の方法につきましてはステーション方式という形で行ってございまして、可燃物、不燃物につきましては同じ方法でございます。ただし、大滝区のほうは生ごみの収集は再資源化センターの指定管理のほうに入っております。この部分については入ってございません。それと、こちらは2つに分かれています。リサイクルの収集につきましても大滝区についてはごみ収集の中に入っております。

以上です。

○委員（吉野英雄） それで、今回はごみ収集運搬車の購入、これ受託業者が所有する方式に変更するということなのですが、ごみ収集運搬車の購入費はどの程度になっているのでしょうか、車そのものを購入するという場合にはどの程度の費用がかかるのでしょうか。

○地域振興課長（岩渕泰人） お答えいたします。

現在使用している車両は平成14年度の購入でございまして、28万3,936キロの距離を走ってございまして、どちらにしても同じ方式をとるということになれば車両を購入しなければならないという形になっている現状でございます。それで、今回新方式、伊達の方式と比べまして車両の購入の価格でございますけれども、公共で買うと1,200万円程度かかるというふうに言われてございまして、これが民間の購入となるともっと安く買えるとお聞きいたしております。これの4年間の新方式、従前の方式と比較いたしますと400万程度経費が削減できるものというふうを考えまして、この方式を採用したところでございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） 平成14年に購入したのが28万キロ走っているということで、大滝区で収集したもののについても広域連合のあそこに運んでいるわけです。そうしますと、大滝区内で収集する距離がどの程度かわかりませんが、さらになおかつあそこの石川町のところまで運ぶということになりますと、走る距離としては伊達で使っている収集運搬車よりもかなり距離を走るということになりますし、燃料代もかかるということになります。そういったものは見込んだ上での委託経費になっているのかどうか、これについてお伺いします。

○地域振興課長（岩渕泰人） 収集の距離でございますけれども、委員おっしゃるとおり大滝区のほうが往復距離といたしまして長い距離になってございます。ただし、収集の回数が伊達地区のほうでは月曜日から土曜日まででございますが、大滝区の場合は可燃物につきましては月曜、金曜だけ、それから不燃物につきましては第1、第3木曜ということで、収集の日数が伊達地区よりも少ないということもございまして、これらも全部計算いたしまして、この設定価格にしてございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） 大体説明はわかりました。ごみの収集運搬ということについては、大滝の場合は可燃物、月、金ということになってございまして、これは人口からいってこの程度で間に合うというふうを考えているのかなというふうに思います。ただ、ごみの収集運搬ということについては

一日も欠かさず業務としてはやっていかなければならない業務ですので、これに支障が生じないようにしていくということが必要だと思います。現在平成26年から29年まででこういうことで債務負担で委託をするわけですけれども、途中で一度、実際に委託をする業者との協議ですとかそういったものを中間で一旦、債務負担行為で行った委託料で間に合うのかどうかというようなことについては中間で一度両者で協議するような方法が必要ではないかなというふうに思うのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○大滝総合支所長（武川哲也） 債務負担といいますか、契約期間が4年間ということで長く設定してございます。これは、車両を購入するというので、一番効率のいい年数で契約をしたいというところから4年に設定したものでございます。今委員おっしゃるとおり、最近ガソリン代もかなり高騰してございます。今想定できない事項が発生した場合に、本当に4年間の入札額で済ませるのかという部分につきましては、契約条項の中に1つ特例条項を設けて、不測の事態といいますか、異常な事態が発生した場合には協議していくというような条項を加えながら対応していきたいと考えてございます。

○委員（小泉勇一） 14ページの備荒資金の納付金についてお尋ねをいたしたいと思います。先ほど同僚委員からもありましたように、2億500万を積み増すと13億7,000万ほどになります。これは、備荒資金組合をつくって、市長もその中に入って運用されているものだというふうに思いますけれども、元本は保証されているのかどうなのか、それから積み上げるといいますか、積み足す上限というのはあるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○市長（菊谷秀吉） 基本的に、備荒資金組合の場合の資金運用でございしますが、いわゆる仕組み債的なものは一切やっておりません。ほとんどが国債の運用でございします。あるいは道債とか、そういう運用でございまして、したがって近年は運用利率がだんだん落ちてきているのも事実でございします。私も組合議会の議員もやっていたので、2年間ぐらいやりましたので、その間の経験でいくと大体0.8前後の運用利回りということになっています。それから、額の上限については多分ないと思いますけれども、ただそれぞれの自治体ガリスク分散ということがありますので、定期預金よりはるかに運用利回りはよろしいのですけれども、やっぱりリスク分散もしなければいけないということもありますし、また地域に対する金融界に対する貢献ということもありますので、そこら辺は勘案しながら各自治体が対応しているものと、このように思っております。

○委員（小泉勇一） 確たる定めがないようですから、ほかの利子から見ると、基金の利子や何かから見ると、決算や何かを見ると結構利回りのいい資金なので、積み増すことは大変結構なことだと思いますし、かつては4億ぐらいしかなかったものが現在13億ということになると3倍ですよ。そうしますと、財政が非常に困った平成十二、三年ごろですか、当初予算で備荒資金の取り崩しといいますか、備荒資金を使用するというような当初予算も出たことがあると思いますけれども、そうするとこの資金は、この説明資料からいきますと噴火等の災害に対する備えの充実と強固な財政基盤確立のためというふうになっていますけれども、何ら問題がなくても、上限がないようですし、それから元本も余り保証されていないようですから、いつでも取り崩そうと思えば全額取り崩せるという性格のものなのですか。

○財政課長（大矢 悟） 備荒資金組合の納付金につきましては、今委員がおっしゃいましたとおり、災害発生時に取り崩すことになりまます普通納付金というものと、いつでも取り崩すことができる財政対策に充てることのできる超過納付金という部分に区分されております。今回につきましては、2億円を超過分という部分に積み立てるということになりまして、この超過分につきましては今ご説明したとおりいつでも取り崩せるというものでございます。

○委員（小泉勇一） わかりました。それで、そうしますと伊達市の超過分は、超過分と普通納付と分けられるわけですね、それはどのぐらいの割合になっていますか。

○財政課長（大矢 悟） 普通納付金につきましては平成24年度末現在で1億9,500万ほど、超過納付金につきましては9億6,500万ほど積み立てております。

以上です。

○委員（上村 要） 一、二点ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、ごみの収集関係ですけれども、大滝が今回方法が変わって伊達のほうに合わせた業務内容にするということでありまます。今までの契約というのは大滝のほうは恐らく1年ごとにされていたのが今回は4年になるということですね、それと入札に参加する業者が車両も用意しなければならないということになるのかと思います。そこで、大滝は1台で収集業務やっていたと思うのですが、業者のほうで用意するのは1台あればいいということであっても、不測の事態というか、もしその1台が故障したとか、何らかの都合で動けないといえますか、稼働しなくなったことも想定して入札に参加しなければいけないという、そういう条件なのかどうかお聞きします。

○環境衛生課長（坂元正光） お答えいたします。

ただいまの何かあったときの予備車といえますか、現在の伊達市のほうの契約がそういう形になっておりますが、伊達市のほうは現在車5台ありまして、4台稼働と、1台が予備車ということでしております。それで、その1台の予備車については、現在も大滝のほうの車両で何かふぐあいがああった場合に使用できるということで業者との契約になっておりますので、来年度以降も同じように伊達市のほうの予備車をそういった場合は使うということで予定しております。

以上です。

○委員（上村 要） わかりました。

それから、もう一点、ことし除雪車の購入ということで6月補正で上がったと思うのですが、特殊車両というようなこともあって、今年度の冬期間は間に合わない、ごみの収集車両についても、恐らく特殊車両になると来年4月以降といってももう早々に手配していかないと間に合わないのではないかと思うのですが、この入札といえますか、業者選定というのはいつごろを考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○環境衛生課長（坂元正光） お答えいたします。

以前からごみ収集、伊達のほうにつきましては4年で新車購入、こういう形で契約してございました。それで、前回は12月の議会をお願いしておりました。今回も来年度こういった形で更新になるということで、自動車会社のほうとディーラーのほうとお話した結果、前回までは三月程度で納車が間に合っていたものが今回震災の関係ですとか、あと消費税の関係もございまして、受注生産

であることも含めると4カ月以上見ていただきたいというお話がありましたので、今回は9月の議会、この議会をお願いして、議決後速やかに契約していきたいということで考えております。

以上です。

○委員（菊地清一郎） 公有地取得事業について二、三確認させていただきたいと思います。

先ほど同僚委員のお話の中でも大体わかりましたけれども、駐車場としての土地を市が買って、それは伊達商工会議所からの要望だというお話がございました。それで、駐車場としてのこの土地は、管理は伊達商工会議所さんがなさるのでしょうか。

○商工観光課長（岡田 忍） お答えいたします。

これは、市が直接という形ではなくて、委託ということを考えておまして、会議所さんのほうに管理をお願いしたいというふうに思っております。

○委員（菊地清一郎） わかりました。ということは、今回2,690万ほどのこの土地を購入するための費用ですけれども、これ以外は市は一切今後お金は出さないというような考えでおるのでしょうか。というのは、例えばの話ですが、駐車場にするには駐車車のライン引きだとか、雨水排水の費用だとか、それから普通駐車場でありますと駐車場で事故が起きた場合は責任はとりませんとか、そういう看板が立つとか、そういう部分があるように思うのですが、そういう部分に関しましては一切伊達商工会議所さんのほうで費用を出して管理をするということによろしいのでしょうか。

○商工観光課長（岡田 忍） お答えいたします。

基本的に、契約につきましてはこれから具体的な中身を市と商工会議所のほうで詰めていくことになりまして、一般論としまして大きな施設の修繕を伴うような場合は、これはどこで負担するかというところは協議しなければならないところだと思いますけれども、一般的な小破のメンテナンス程度のものであれば、そこは委託先のほうにお願いしたいというふうに考えております。

○委員（菊地清一郎） わかりました。今後そういう意味ではそんな大きな出費はないというように今受け取りました。

それと、管理のほうは商工会議所さんのほうにお願いするということですが、例えば夜間の駐車はどうなるのか、バリケードで塞ぐのか、バリケードで塞がなければ、無断駐車、そういう部分が起きる可能性が非常にここは高いのではなからうかというふうに考えますし、若者が車で何台か集まってくるような、そういう場所になっては困りますし、そういう部分はしっかりと伊達商工会議所さんと詰めていただきたいというふうに思います。

それで、約200坪ぐらいですが、駐車台数というのは何台想定なさっておりますか。

○商工観光課長（岡田 忍） お答えいたします。

おおむね三十数台というところでございます。

○委員（菊地清一郎） 三十数台で例えば現在の混雑、路上駐車、そういうものがなくなって、中心市街地への誘客に支障がなくなるというふうに思っておりますか。

○商工観光課長（岡田 忍） 確かにその台数で全て充足されるだけの台数が確保されたのかという意味のご質問かなというふうに今思ったのですが、基本的には今の現状が駐車場を探すのに厳しい状態だということがありますので、そここのところの利便性の向上につながればというぐ

らいに考えていたところでございます。

○委員長（大光 巖） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第2款総務費から第7款商工費及び債務負担行為補正についての質疑を終わります。

次に、第8款土木費から第12款諸支出金について、31ページから38ページまでの質疑を願います。

○委員（辻浦義浩） 資料の11の36ページになりますけれども、トレーニング室備品整備事業についてお伺いします。備品等について約3,100万円ほどになっておりますけれども、実際的にどのような器具がそろうのか、今現在カルチャーセンターにありますけれども、数とか量、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

このたび予算計上させていただきましたのは、大きな分類でございますけれども、ランニングマシン等の有酸素系のマシンで5種類、25台、それから筋力系のマシンでございますが、そちらについては10種、10台、油圧系マシンということで6種、6台ということで、トレーニングの機械については全41台ということを予定しております。また、それ以外には体力測定用の備品関係、こういったものを今回計上させていただいております。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 今回器具はそろうわけですが、いろんな意味でハードは整備されますが、トレーニングにおいてはきちっとしたスポーツトレーナーがいないと器具もうまく活用できませんし、やる側にしても自己流ではなかなかいい方向にはならないと思います。来月にも室蘭では民間がこういう施設をオープンするという記事もありましたけれども、今回ハードそろえましたが、ソフトの意味で例えばそういうトレーナーを設けるようなことは検討しているのかお聞きします。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

この後10月ころから運用開始に向けて指定管理のほうの公募作業に入る予定でございます。その中で、ただいま委員おっしゃったようなソフトメニューでいうスポーツのプログラムといいますか、そういったメニューを組み込みながら、これだけの経費を投入いたしますので、有効的な活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（辻浦義浩） ぜひ使う側の身になっていただいて、人を雇うということはもちろん経費かかるわけですが、そろったけれども、きちっとしたトレーニングが行えないというのであればある意味無意味なことになりますので、ぜひいい形の運用をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員（小久保重孝） 何点かさせていただきます。

まず、今同僚委員が質問いたしました、トレーニング室の備品整備事業の関係で5種類、25台ということですが、それは今回こうやって決定をされて、納入はいつになるのでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 納入の関係でございますけれども、この後議決後入札に当たっての取組をとりまして、今回この計上するに当たってメーカーさんのほう等からいろいろ情報ももらっているのですけれども、納品まで2カ月程度あれば納品可能だということでお聞きしております。

以上です。

○委員（小久保重孝） それで、その機材はこれから選定するのか、もしくは市としてはある程度機械は操作された、要するに使ってみたか、その辺はいかがですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 機械そのものは、私自身使ったことはございません。このたび計上してあるのは、メーカーさんのほうからの企画提案、それをもとに他市の施設等をこちらのほうで視察させていただいたりしまして、そこからのアドバイス等を受けて、基本的に健康増進であるとか体力づくりということを主眼にした企画提案の中で私ども選定させていただいたという状況でございます。

○委員（小久保重孝） 使っていらっしゃらないということですが、ご承知だと思いますが、今カルチャーセンターのトレーニング室のほうのランニングマシンが壊れてしまいました。利用者からは早く修理してほしいという声を聞いておりますが、なかなかいい答えが出てこないわけです。来年のことがあるから、費用をかけるのはどうかということだと思うのですが、今お話のあったところでいえば、これで決まれば先に2台ぐらいカルチャーセンターに入れて試験運転させると、試験運転させた中でしっかりと本決めをしていく、そんなこともできるのではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） このたびたゞいまお話ありましたとおり、カルチャーのランニングマシン2台ございまして、1台は1つの機能しか生きていないと、またもう一台は頻繁に故障するというお話を聞いております。今回整備する中では、ランニングマシンのほうは全部で8台予定してございまして、この後施工を含めて状況を落札した業者さん含めて協議してみないとわからないと思うのですけれども、その辺で検討できれば進めていきたいなというふうに思います。

○委員（小久保重孝） こういうことは運用の問題だと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。そして、施設が移ったときには速やかに移動するというところで、大型機ですから大変なこともあるかもしれませんが、先に試運転させるということは多分事業者にとっても別に悪い話ではないと思うのです。ですから、ぜひその辺は考えていただきたいと思います。

それから、34ページの縄文遺跡の世界遺産登録推進経費の関係でございます。10万程度のことなのですが、世界遺産というのが非常に今話題になってはいるのですが、これについて今後もその取組を進めていくということなのだろうなというふうに受けとめているのですが、これまでの取組の反省点みたいな点はどう押さえていますか。

○文化課長（本間浩一） お答えさせていただきます。

残念ながら、北黄金貝塚が構成史跡となっている北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群は推薦に漏れました。ただ、現在まだ有力候補の一つであるということは確かであります。今回提出させていただいております負担金につきましては、これは推薦に漏れた時点で国のほうから指摘を受け

ました管理計画がばらばらだという部分で、統一したものを北海道でつくれという指摘を受けて今回計上させていただいたものであります。

○委員（小久保重孝） 管理部門の指摘があったということは、逆に言えばまだまだ可能性があるということだというふうに理解はするのですが、たしか以前大島先生からお伺いしたところによれば、他のこういう推薦に当たる上でのいろんな協議会ですとか団体はもっとしっかりやっていると、資料もきっちり集めて。体制がまだまだ甘いのではないかということのを反省というか、これではいけないのではないかというお話もあります。そういう点も含めて、今単に資料、書類がばらばらだというだけではなくて、何か取り組みの中で足りないところが結構あるのではないかと、書類だけでないのではないかというふうに思うのですが、その辺はいかがですか。

○文化課長（本間浩一） お答えいたします。

今までは、世界遺産の関係につきましては道と、あと3県がまずメインになって検討していたという部分あります。今回計画書のほかに、なぜ日本中に縄文遺跡があるのに北東北と北海道だけなのだという指摘も受けているという部分で、ことし推薦は難しいと言われたときに、伊達市としても北海道に対しまして、市の考え方、そういうものを反映させる席を設けてくれということでお願いをしております。今回北海道の5市町では打ち合わせをしたという形になっています。それを何とか北海道と北東北の縄文遺跡なのだという形をつくり上げながら、推薦に向けて対応していきたいと考えています。

○委員（小久保重孝） 押さえているところはわかってというか、理解をしながら進めていると思うのですが、私は世界遺産が全てだというふうに思っておりませんで、もっともっと地域として東北、北海道が盛り上げていくということが大事だと。であれば、うちとしては北黄金貝塚にもっともっと力を入れていくということを進めていく中で、では世界に向けてどう発信できるかと、その先で世界遺産がついてくればいいなと、そんなふうにも感じているので、今の取り組みも、世界遺産への取り組みではなくて今の北黄金貝塚への取り組みがまだまだ足りないのではないかというような思いもあるのです。そういった点でどうかという点なのです。いかがでしょうか。

○文化課長（本間浩一） お答えいたします。

北黄金貝塚につきましては、今年度国の史跡の追加指定を受けるということで、今現在、もう審議会のほうは通っているのですけれども、告示のほうを待っているという状態であります。新しく追加を受けた部分につきましては、今年度の予算で用地等を買収するという考え方であります。確かに世界遺産という部分で先に出てくるのですけれども、私たち文化課としましては北黄金貝塚が縄文遺跡だという部分で動きながら世界遺産になればありがたいという形で動きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（小久保重孝） わかりました。よろしく願いします。

あと、最後、36ページの温水プールとトレーニング室の維持管理費の関係です。運営開始までの維持管理費が計上されたということでございますが、以前から指摘をさせていただいている運用開始までの試験利用という点です。団体側ともお話をされたというふうに聞いておりますし、その辺の考え方についてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

4月からの運用前の早期開始についてなのですが、基本的にこの後引き渡しの準備等を行って、いろいろ課題はあります。監視員の関係、安全対策どうするのだというようなこともございますので、その中でも試験運用ができると、自己責任になるかもしれませんが、そういった協議といますか、それらを経て、可能であれば、期間としてはどの程度と断言できないのですが、進められればなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 団体側との話し合いの中で何とかいい形で利用促進されたいなと思っております。

あと1点だけ、これは今のお話ですと監視のことがあるので難しいかもしれませんが、個人利用の開放というのを検討されているかどうか、プレオープンみたいなことで、これは団体の方にも協力をいただきながら、市民に向けて、施設を水を張った状態をただ見るということではなくて実際に利用することが可能かどうか、そういったところも、要するに運営していない期間が長いものですから、そういった中でそういうことが考えられるかどうか、いかがでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 先ほども申し上げました。一番は、安全対策としての監視員の関係だと思っています。指定管理を開始するのも基本4月1日からでございますので、一般開放の部分としては運用を具体的にどうするかというところかなり厳しいかなという感じは持っております。

以上です。

○委員（小泉勇一） 34ページの（仮称）総合文化展示館の整備事業についてお尋ねをしたいと思っております。説明資料によりますと、市民有識者や学識経験者から成る検討委員会を設置するというふうになってはいますが、市民の有識者、学識経験者、それぞれ何名ぐらいで検討委員会を立ち上げる予定なのかお尋ねしたいと思います。

○文化課長（本間浩一） お答えいたします。

これから皆さんにご相談してお願いするという形なのでありますが、本当の専門家の方に対して札幌の大学の先生1名と、あと市内の有識者の方7名程度で8名程度を現在考えております。

○委員（小泉勇一） ただいま札幌の大学の先生と、それから市民の有識者の方7名というお話がありました。そうしますと、学識経験者の中に札幌の先生が入って、あとは市民の有識者だというふうには理解されますけれども、この検討委員会をつくって、どんな視点で検討されるお考えなのか、まだわからないのかどうかわかりませんが、わかっている範囲でお聞かせいただきたいと思っております。

○文化課長（本間浩一） まず、一番最初には、今黎明観の跡に建てるという部分で進んでいるのですが、その部分から、あとはどの程度の大きさの規模のものをつくるかとか、あと構造です。今考えている部分では、縄文文化財、それと記念館等に飾ってあります武家文化財、それと市が所有している美術品等を展示、また収蔵したいという考え方を持っておりますので、そういう構造等も検討していただきたいと思って考えております。

○委員（小泉勇一） そうしますと、かなり多岐にわたることを考えられているようですし、それ

から相当なスペースも要ることになるだろうなというふうに思われるのですけれども、そうしますと今の黎明観をある程度利用してこういうものをつくれるのか、あるいは新たに建設してつくるのかというふうなことも検討材料の一つにしなければならないのではないかなと思うのですけれども、そうしますと大学の教授か何かは建築とかそういうものに対する専門的な知識を有する人というふうに考えておられるのですか、お尋ねをしたいと思います。

○文化課長（本間浩一） まず、建て方の部分なのですけれども、第2回の定例会のときにお答えさせていただいたのですけれども、現在の黎明観の物販スペース部分では狭過ぎるものですから、その部分だけは取り壊して、その部分に新築するという形で考えております。また、札幌の先生という部分は、博物館等に詳しい方ということで、美術品や文化財等を展示したり保管したりする場合にどうしても博物館と同じような構造等を求められるという部分で、そういう形で考えております。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、第8款土木費から第12款諸支出金についての質疑を終わります。

以上で議案第11号についての質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

議案第11号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、議案第11号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号から議案第15号までの各特別会計補正予算についての質疑を願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、議案第12号から議案第15号までの質疑を終わります。

以上で議案第12号から議案第15号までの以上4案件についての質疑は終わりました。

これより議案第12号の討論に入ります。

議案第12号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、議案第12号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

議案第13号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、議案第13号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

議案第14号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、議案第14号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

議案第15号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、議案第15号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、認定第1号を議題といたします。

お諮りいたします。提案理由の説明については、9月3日の本会議において既に説明を受けておりますので、省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、提案理由の説明については省略することに決定をいたしました。

それでは、認定第1号の質疑を願います。質疑はございますか。

○委員（辻浦義浩） 決算書の16ページになりますけれども、保存工事の概況ということでいろいろ上がっていますけれども、気仙川の砂利の洗浄工事というものが本年度3回行われております。過去をさかのぼりますと、平成22年度が2回、平成23年度も2回、本年度が3回になっています。いろいろお聞きしますと結構詰まってくるという状況にあるとお聞きしましたが、この辺についてはいかがなものでしょうか。

○水道課長（山崎安紀） お答えいたします。

気仙川の砂利洗浄の関係でございますけれども、確かに委員のおっしゃるとおり年々ふえております。ことしも実はふやしております。実際河川のほうなのですけれども、最近のゲリラ豪雨等々で雨量が多いせいか、流出物というか、土砂関係、それが多く流れてきて目詰まりを起こす回数

ふえてございます。そのような状況で回数をふやさせていただいております。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 今後こういう豪雨が続くとまた回数がふえてくるということで、いろんな意味で経費がかかってくるかなと思いますけれども、今後大幅に改善するような予定はありますでしょうか。

○水道課長（山崎安紀） これ以上豪雨が続いた場合は、河川をうちの取水施設のほうを迂回させるような形でいけないものかなという青写真は組んでございます。ただ、そうなるともちろんいろいろな、建設課との協議も必要ですし、費用的に大幅にかかりますので、今の時点では回数をふやしていく程度で考えております。

以上です。

○委員長（大光 巖） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、認定第1号の質疑を終わります。

以上で認定第1号についての質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

認定第1号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、そのように決定をいたしました。

以上で当委員会に付託となった6案件につきまして審査を終了しましたので、予算決算常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前11時55分）